



特250

0  
19

842

倉鏗爾著

# 大政翼贊と産業報國

東京 錦正社

# 始





特 250  
842

181



小倉鏗爾著

大政翼贊と産業報國

東京錦正社





# 大政翼贊と産業報國 目次

## 上編 大政翼贊

- 一、國體信仰……………一
- 二、惟神の大道……………七
- 三、神祇崇敬……………一〇
- 四、敬神即ち尊皇……………一三
- 五、肇國の精神……………一六
- 六、肇國と建國……………二〇
- 七、日本の理想……………二七
- 八、日本心……………三〇



九、大政翼賛

三三

一〇、臣道實踐

三八

一一、奉公

四四

一二、日本人の誇り

五〇

一三、日本人の使命

五五

一四、一切の私心を去る

五八

一五、盡忠第一

六〇

一六、生を棄て義を取る

六三

下編 産業報國

一、我が國體と産業報國

六七

二、敬神と産業報國

七〇

三、勤勞は皆奉公報國

七三

四、勤勞の本

七六

五、仕事即ち奉仕

七九



### 序に代へて

一、本書收むる所の全編は、随時「勞力新聞」に掲載したるもので、中には少しく加筆訂正したものもあるが、大體はそのまゝこゝに輯録した。

二、右の如き關係上よりして、重複して説ける箇所がある。この點は切に讀者の諒恕を乞ふ次第である。

三、全編は、悉く平易を旨とし、何人にも理解し得るやうにと述作した。但だ常識を主としたものであるが、同時に幾分か研究的であるやうにも試みた。蓋し常識的で研究的といふことが、私の全著作に對する態度である。

四、本書によつて、大政翼贊といふこと、臣道といふこと、産業報國といふことが、正しく國民に理解され、國民の正氣を振起することに役立つば、私の欣幸とする所である。

著者

# 大政翼贊と産業報國

小倉 鏗爾 著

## 上編 大政翼贊

### 一、國體信仰

大政翼贊會の實踐要綱の第一項に、

臣道の實踐に挺身す。即ち、無上絶對普遍的眞理の顯現たる國體を信仰し、歴代詔勅を奉體し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。

とあります。この要綱は、まことに重大なるものでありまして、われ等日本國民は、この要綱をよく理解し、よく呑み込んでおく必要があります。

殊に、國體を信仰しとありますが、このことは、すべての事の基本となることであ

惟神の大道  
次章に説明して  
あります。



ります。思ふに國體信仰の念なき者は、眞の日本人でなく、従つて、眞に臣道の實踐も、産業報國も行ひ得ないのであります。

國體とは、どういふことであるか。これには學者思想家の間に、種々の説があります。そしてそれらの説は、みなそれ／＼一理あつて、甲を是とし、乙を非として捨て去るべきではありません。即ち國體といふことを、極く廣い意味に解して説けるものもあり、或は狭い意味に解して説けるものもあります。しかしながら、いづれの説も、つまるところは、天皇様のましますことに歸一するのであります。されば、わが日本の國體とは、天皇様がましますことであると、かう簡単に云つてよいのであります。

しかも、天皇様は、天照大御神様と御一心御一體の神にましますのであります。神にして皇にまします、即ち神皇様にましますのであります。天照大御神様即ち天皇様であつて、絶對至上の神にまします。これが日本人の不變不動の信仰であります。支那においても西洋においても、君主の上に、更に天とか神とかといふ至上のものを置きます。皇帝國王の上位に、天又は神を戴くものとするのであります。

天照大御神  
天照大神とも書  
き奉る。しかし  
やはリアマテラ  
スオホミカミと  
讀み奉る。又、  
天照皇大神（アマ  
テラススメオ  
ホミカミ）など  
とも書き奉る。

ところが、わが國においては、天照大御神様即ち天皇様は、絶對至上の至尊にましまし、更に上位の天又は神はないのであります。これが日本人の信仰であります。このことについて、文學博士加藤玄智先生は左の如く述べておられます。曰く、

太古の支那人は、その歴代の君主を以て、時にその位を更ふることあるも、その君主の上に立ちて君主をして天下の政治を料理せしむる一大原動力あり、こは古今一貫決して變はる事無しと考へたるものにして、此君主以上の位置を占め人間以上の位置に在りて君主を指導し、君主も範をこゝに取らざる可らざる所のもの、之を稱して天と云ひ、時に上帝の語を以て之を呼びしものとす。猶太人のヤーゼー（神）亦之と同じく、そは彼のモーゼ、サウル等をして、その命の下に人民を統御せしめんとする無形の君主に外ならざるなり。（略）

然るに翻りて、我日本の建國の昔時を追考するに、如上支那人の所謂天、若くは上帝、猶太人の所謂ヤーゼーを直ちに主權者に認めて、支那人の所謂天若くは上帝、猶太人の所謂ヤーゼーの位置は、古來日本の天皇之を占め給へるものなり。是れ日本に於て古來天皇を稱して明津神、又は現人神、又は現御神と稱し奉りし所以なり



とす。(略中)特に興味を以て注意す可きは、日本書紀に、天の漢字を借りて、之を『きみ』即ち君の義に用ひたることは是れなり。蓋し是れ支那人の所謂天の位置を日本に在りては、君(君上)即ち天皇が取り給へる事實を反證せるものに非ずして何ぞ。(略中)

日本にては古今天皇を稱して至尊、主上、上御一人と呼び、彼の猶太にて神、即ちヤーエーを稱して至上者、若くは主を以てせるものと同一様の言辭を以てせる事、亦注意す可きなり。(略中)

日本に於ては、天皇が現人神にして、支那人の所謂天即ち上帝、猶太人の所謂ヤーエーの位置を占め給ふ。故に彼の天が易姓革命の災を蒙らずして、千秋萬古超然たるが如く、又猶太の王家が興廢存亡常ならざるの間、獨りヤーエーのみは終始相變らず、猶太國に於ける無形の君主たりし如く、日本の天皇の寶位が常磐堅磐に搖ぎ無きは、又必然の數なり。之を惟神と稱す。(略中)

天皇に神位を認めて、支那人の所謂天、猶太人の所謂ヤーエーの位置に在す萬世一系の天皇を奉戴せる我特種の國體に在りては、其御即位式が西洋諸國の君主の戴冠

常磐堅磐  
永久不變。

式と、全然其趣を異にし、そは帝王が神を代表せる僧侶より王冠を戴くに非ずして、天皇獨り皇祖皇宗の神靈を祭祀して、即位の事を告祭し、後ち之を臣民に普く告示せらるゝもの、是れ實に大嘗祭となす。(略中)

又主權者と軍旗とに對する軍隊の敬禮法の上に於ても發見することを得るものにして、西洋諸國に在りては、君主先づ聯隊旗に對して敬禮を行ふと雖も、日本に在りては聯隊旗先づ天皇に敬禮するものなり。(略中)こは全く内外彼我の國體の異同に基づかずんば非ざるなり。(加藤玄智博士著「我が國體と神道」)

と。それで、日本の國體とはどういふことであるかといへば、前述の如く、極く簡單には、天皇様のましますことであるといへますが、これを少しく詳しくいへば、萬世一系の神にして族父であらせらるゝ天皇様が、日本の御主體としてましますこと、これが日本の國體であると、かういつてよろしいと思ひます。

所詮は、天皇様は至高至上の神であらせらるゝ、即ち神皇様であらせらるゝといふこと、これが日本人の信仰で、即ち國體の信仰といふことの中心中樞をなすものであります。

族 父  
日本族の大父。



### 皇道

皇道が即ち神道であるといふことが、皇道の特異なる點で、これについては、拙著「國體神祇辭典」の皇道の項に詳しく説明してあります。

それで、皇道と王道との區別も、この點より明かにすることができるのであります。

皇道は、神たる天皇様の御道であります。されば、即ち神道（惟神の道）であります。皇道即神道であることが、皇道の特異にして、世界無比なる點であります。王道は、天（神・上帝）の命令によつて、徳治を帝王が行ふところの道であつて、王道即神道ではありません。

要するに、國體信仰の中心をなすものは、天皇様は至上至高の神にましますといふこととあります。

天皇様を現人神と申し上げますが、これは、今上陛下は、人となりて現れ給へる神様であらせらるるといふ意であります。また現神即ち現在の神様とも、明津神即ち御身正しく御心明かなる現在の神様とも申し上げます。

われ等日本人の正氣、元氣、意氣、士氣は、天皇様は至上至高の神にましますといふことより發するのであります。

## 二、惟神の大道

今上陛下の御即位禮の御勅語（昭和三年十一月十日）、同じく紀元二千六百年紀元節の御詔書（昭和十五年二月十一日）、同じく紀元二千六百年式典に於ての御勅語（昭和十五年十一月十日）に  
惟神ノ大道

なる御言葉があります。この惟神なる御言葉は、明治天皇様の明治三年の惟神大道宣揚の御詔に『惟神之大道』、同じく皇室典範及び憲法の御告文に『惟神ノ寶祚』、大正天皇様の大正四年の御即位禮の御勅語に『惟神ノ寶祚』と宣はせられてゐるのを拜します。

惟神と書いて、これを『神ながら』と讀んでゐます。また、隨神とか、神隨とかと書いても、やはり『神ながら』と讀んでゐます。

即ち「日本書紀」には惟神と書き、「續日本紀」の宣命には、隨神と書かれ、「萬葉集」には、神隨とも書かれ、いづれも「神ながら」と讀ましめてあります。その他、各種の書き方がありますが、こゝには省略しておきます。

### 御告文

オツゲアミと讀む。明治天皇様が皇室典範及び憲法の御制定を皇祖皇宗の御靈に御告げ遊ばされし御文。

### 宣命

昔、天皇様の御詔を國文で臣下が書き奉つたもの。



そこで、惟神といふ漢字の上からいひますと、惟は、『これ』『ただ』といふ意味で、惟神といへば『これ神』『たゞ神』といふ意味となります。これ神であり、たゞ神でありますから、『ひたすらに神』『ひとすぢに神』といふ意になります。文學博士河野省三先生曰く、

最も神聖なる最高絶對の神であるから惟れ神と書いてある。日本人は仲々巧くこの支那の惟といふ字を使つて居ります。惟を『これ』と讀んだ。惟れだから他ぢやない、惟だである。惟だからそれ以外にない。即ち惟神と書いて絶對至高の神を示して來た。(河野省三博士著「神典と日本精神」)

と。惟神には、かゝる意味があります。

また惟は、『おもふ』とも讀みます。それで惟神について、法學博士寛克彦先生は曰く、

惟れ神の道とか、惟だ神の道とか、只一とすぢの神の道といふ意味である。もう一筋でなければならん。(中略)もう一心不亂になつて奉じて行く道であるから惟だ神の道といふ。又、惟といふ字は、朕惟ふになどといはれて、おもふにと讀む場合にも

この字を書きますが、(中略)もう何うしてもかうでなければならんといふ一筋に思ひつめて居るといふ場合に、この惟ふといふ字を使つておいで遊ばす。さういふ意味が惟です。(寛克彦博士著「古神道講義録」)

と。惟神とは、以上の如き意味を有する言葉であります。

この惟神に、大道とか道とかといふ言葉をつけて、惟神の大道とか惟神の道とかといひます。これを『神ながらの大道』とか『神ながらの道』とかと讀みます。

神ながらの神は『カム』でも、『カミ』でも、『カン』でも、いづれに讀んでもよろし。

では、『神ながら』とは、どういふ意味かといひますと、惟神の説明のところでおわかりのやうに『たゞ神』であつて、『神のまゝ』『神の御心のまゝ』といふ意であります。寛博士も

神ながらとは一言で申せば『神其のまゝ』の意であり、  
といはれ、また、

『ながら』といふ言葉は『そのまゝ』といふ意味であることだけは、あらゆる用例



を見ても確實である。神ながらとは、『神様其のまゝ』といふ意味である。(寛克彦博士著「大日本帝國憲法」の根本義)

といつてゐられます。

さて然らば、惟神(神ながら)の神は、どなたでせうか。何神にましますか。それは、最高貴神たる皇祖天照大御神様であられます。それで、天照大御神様より發したる道、これが惟神の大道(神ながらの道、約して神道)なのであります。されば、惟神の大道とは、つまり、天照大御神様の御心のまゝの道といふ意であります。そして、いふまでもなく、この神ながらの道こそ、日本固有の道であつて、これ即ち皇道でもあり、わが國は、この道によつて進んでゐるのであります。

### 三、神 祇 崇 敬

神を崇び、祭りを重んずるといふことは、わが國建國以來のことでありまして、日本人であるからには、わが國の神、その神をお祭りしてある神社を崇敬し、その神社に參拜せぬといふことはなく、そしてその神のお祭りをゆるがせにするといふことは

ない筈であります。

畏くも、明治天皇様の氷川神社勅祭の御勅書(明治元年十月十七日)に、

神祇を崇び祭祀を重ずるは皇國の大典政教の基本なり。と宣ふてゐられます。

神祇とは、單に神といふのと同じことでもあります。たゞこれを少しく詳しくいへば、天神地祇を略したものであります。

天神は、これを『あまつかみ』とよみます。地祇は、これを『くにつかみ』とよみます。それで、單に『神』の方は、『あまつかみ』であり、『祇』の方は『くにつかみ』であります。又地祇を國神とも書きます。

しかし、天神地祇といひ、神祇といつても、つまりは『神』のことでもあります。

いづれにもせよ、天神とか地祇とかといふ字は、支那の文字を借りたもので、日本の固有の言葉でいへば、『あまつかみ』であり、『くにつかみ』であり、この二つを總稱して『かみ』といふのであります。

しからは、天神(あまつかみ)と地祇(くにつかみ)とは、どう異なるのであるかと



高天原

わが神典に、ま  
つ先に出て来る  
地名で、日本人  
にとつては、至  
神至聖の地であ  
り、理想の國で  
あります。これ  
には諸説あつて  
天とする説、理  
想の世界とする  
説、地球上に現  
實に在りとする  
説などありま  
す。

いひますと、これには、少しづつ異つた説もありますが、大體の常識としては、高天原にましませし神々を天神と申し上げます。その代表的の神は、天照大御神様であらせられます。天照大御神様の御子孫にまします天皇様は、天神の御子にまします。

次に、天孫御降臨以前から、この國土にゐられた神々を、地祇（國神）と申し上げます。例へば大國主神様の如きは、地祇の代表的の神にまします。

要するに神祇とは、以上の如きものですが、前にも云つた如く、神祇とは、神のことであると心得ればよろしい。

祭祀とは、『祭り』のことです。即ちやさしく云へば『祭り』であり、漢文式にいへば『祭祀』であります。

たゞ祭も祀も『まつり』ではありませんが、細かくいへば少し異つた意味があります。しかし、そのことはこゝには略しておきます。

大典とは、大いなる國家の式典といふことです。

まことに、神を敬し、その神の祭りを重んずるといふことは、皇國日本の神代より大典であり、教へも、政も、すべてはこれを基として發してゐるのであります。

かゝるわが國の神、その神を奉祀せる神社に參拜し、皇國の隆昌を祈願すると共に、自己の心身を明淨にせんとする事は、日本人の務めであります。

眞の神祇崇敬の念深くして、日本人は、その心身明淨となり、正しく直く清き生活をすることを得、かくて國民精神總動員の趣旨にも合致したる人となり得るのであります。

四、敬神即ち尊皇

日本人であるからには、その家庭には必ず神棚を設け、毎朝、洗面を終つたら、これを拜むべきであり、また、自分の居所の近くの神社へは、少くとも一日・十五日の兩日、及び、その神社の祭日には參拜すべきであり、また、機會あれば、各所の神社に參拜すべきであり、且つまた、通行中、神社の御前を通過するときには、敬禮を捧げてゆくべきであります。

近來は、敬神の思想が一般に深くなつて、神社の御前を通るときには、敬禮をしてゐる人が、だんだん多くなつたのを見るのは、まことに喜ぶべきことであります。



いやしくも、由緒正しき神社にお祭りしてある神様は、みなこれ我れ等日本人の敬すべき神々にまします。この尊貴なる神様のまします御前を通過するのに、知らぬ顔して歩くといふ法はないのであります。我れ等常識あり、禮儀の一端をわきまへてゐる者は、集會などの席において、他人の前を通るときには、必ずや何かの挨拶をして通るのであります。まして、目上の人、尊敬する人の前などを通るときには必ず敬禮をして通るのであつて、これ禮儀であります。

既に、普通の人に対してさへ、その前を通るのに、かくの如く禮儀をつくすのであります。さればましてや神の御前を通過するときに、その神に対して禮儀をつくさぬといふ法はないのであります。

神社の祭神は、多くはこれ、皇祖皇宗様か、皇族様か、國家に功勞ありし忠臣偉人か、或は神代に偉功ありし神々であります。名もなき小さな神社の中には迷信的のものがあります。かゝるものは例外であります。況して國家より社格を認められてゐる村社以上の神社は、これみな日本人たる我々が拜すべき神々をお祭りせるものであります。ゆゑに我々は、かゝる神社に対しては、參拜せねばなりません。

皇祖皇宗  
皇室の御祖先  
これを分けてい  
へば、皇祖は天  
照大御神様、皇  
宗は御歴代の天  
皇様。

我々は、かくの如く、神社に參拜する、敬神の誠を捧げる、あらゆる神々を拜むのであります。

また、人によつては、特に或る神を信仰してゐるといふことがあります。稻荷神いなりのかみ(正式には倉稻魂神様うらのたまのかみと申し上ぐ、官幣大社稻荷神社の御祭神。他に稻荷の名で迷信的のものがあります。これは官幣大社稻荷神社の御祭神と關係はありません)を特に信仰する、また自分の地方の氏神様を特に信仰するなどといふことは、多くの人に見受けれます。これは決して悪いことでなく、それで結構であります。

けれども、そこに一つの大切な自覺が必要であります。それは、何神様でも拜むことによつて、その神様を通して、天照大御神様を拜し奉つてゐるのであるといふことでもあります。

至貴至尊至高至上の神様は、天照大御神様にまします。日本人の信仰のすべては、この神様に歸一するのであります。我々は近くの神社に參拜する、それはその神様を拜することによつて、やがて、天照大御神様を拜することゝなるべきものであります。



天照大御神様は皇祖様にましまし、御代々の天皇様は、天照大御神様の御延長にましますのであつて、天皇様は現在の天照大御神様であらせられます。ゆゑに、何神様でも、これを拜むことによつて、やがては、つまりは、天皇様をも拜み奉つてゐることとなるのであります。

かくて、敬神即ち神様を敬ひ、神様を拜することは、尊皇即ち天皇様を尊び奉ることと同一であります。敬神即ち尊皇であつて、敬神が尊皇でないやうなことがあつたとすれば、それは本當の敬神でなく、かゝる敬神は大邪道であつて、斷じて許されません。

## 五、肇國の精神

肇國とは、國を始め（創め）造るといふことであります。それで建國（國をたてる）といふのと、ほぼ同じ意であります。教育勅語に

國ヲ肇ムルコト宏遠ニ

と仰せられてゐます。これを、國民教育振興會釋義には、

肇むとは國家の業を始め開くこと、建國と云ふよりも意味深遠なり。

と云つてゐます。互理章三郎先生は、

『肇ム』は、創め造るといふことである。こゝに『肇ム』といふのは、特に上古の或る時代のみ限らないで、長く引き續いてのことである。（互理章三郎先生著「教育勅語釋義全書」）

と云つてゐられます。文學博士山田孝雄先生は、

抑々『肇國』といふ語は如何なる意義を示すものであるか。（中略）『肇』は『はじむ』

と訓ずる字であるが、『肇國』といふ字面は支那の古典に用ゐる所である。（山田孝雄博士著「肇國精神」）

（肇國精神）

といひ、支那の古典、即ち「尙書」の例と、わが國の古典、即ち「日本書紀」に、御肇國天皇とある例とを擧げて、

それで『肇國』は『クニヲハジム』とよむけれども、國の創始といふだけに限らない。國家が隆になり、皇威が新たにかゞやいた御世にはいつでも『ハツクニシラススメラミコト』と申し奉るのである。（上同）

といつてゐられます。要するに、肇國といふことは、神代即ち天照大御神様から今日



まで、持續してゐるものと解すべきであります。

さてこの肇國の精神とは、どういふものであるかといひますと、一口にいへば、

天壤無窮・八紘一字

といふこととあります。

天照大御神様の御神勅に

寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮無かるべし。

と仰せられてゐます。寶祚とは皇位の御事であります。即ち、天皇様の御位は、天壤と一つものとして、天地と相待つて窮りなく、御隆え遊ばさるゝと仰せられたのであつて、つまり、皇國日本は天壤無窮であるとの仰せであります。この天壤無窮といふことが、肇國の精神の第一であります。世界萬國は興亡常なく、興つては亡びます。しかし、皇國日本のみは、天地と共に無窮に隆えるのであります。これこそ、肇國の大精神であります。

次に、八紘一字とは、世界一家といふことで、八紘は世界、一字は一家であります。世界を一家のやうに、愛情と平和とにみちた美しいものにするといふのであります。

天 壤  
大地。

す。即ち神武天皇様の御詔に、

八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。

と仰せられてゐます。この御詔の文字から、田中智學先生が、八紘一字と熟語化されたのであります。

八紘一字、即ち世界一家といつても、それは世界をわが國のものにしてしまふといふやうな権力的なこととなく、世界中に、わが萬世一系の天皇様の御稜威を輝かし奉つて、愛にみちた眞の平和、一家のやうに睦まじい世界にしようといふのであります。木村鷹太郎先生曰く、

我國祖が、大日本帝國を創建し玉ひたるは、日本國民をして、此の瑞穂の國に閉居萎縮し、醉生夢死せしめんとに非ず、必ずや此を中心として、『天業を恢弘し天下に光宅し』『六合を兼ねて都を開き八紘を掩ひて宇となし』以て宇内に臨み、我國光をして、青雲の靄く極み、汐の沫の至り止まらん極みにまで及ぼさしめんと思念し玉ひしなるべし。(木村鷹太郎先生著「日本主義國教論」)

と。まことに我等は、かゝる肇國の大精神を奉じて、公明正大に、積極進取、以つて

國 祖

天照大御神様の御事。

天業を恢弘し天下に光宅し

天皇様の大御業を世界にひろめ、天皇様の御稜威を世界に布く。

六合を兼ねて都を開き八紘を掩ひて宇となし  
世界を一つの都とし、世界を一つの家のやうにする。



わが萬世一系の天皇様の御稜威を發揚し奉ることにつとめねばなりません。

## 六、肇國と建國

肇國の精神とか、建國の精神とかといひますが、その肇國といふのと建國といふのとは意味が違ふのであるか、或は同じであるか、近來は建國といふ語よりも、肇國といふ語の方が、多く用ひられるやうであるが、この二語の異同はどうか。さういふことについて、少しく説明させよう。

簡単にいへば、肇國も建國も、先づ同じことなのであります。いづれも、『國を始め建てる』といふことなのであります。

そこで、先づ、肇といふ字と、建といふ字について調べて見ますと、肇は、『はじめる』といふ意味の文字であり、建は、『たてる』といふ意味の文字であります。しかし、建は、『たてる』といふ意味と共に、『はじめる』といふ意味も含んでゐる文字なのであります。それで、簡野道明先生著の「字源」に、  
建は立てると、始むるとの意を兼ね、建國とは、國家を開き始むの義。

と説いてあります。

かくて、文學博士大槻文彦先生著の「大言海」に、肇國といふことを説いて、  
はじめて國を建つること。國家を開きはじむること。建國。

とあり、また同じく「大言海」には、建國を説明して、  
新に、國を建つること。獨立の國を興すこと。

とあります。要するに、肇國も建國も同じ意味であるとの説であります。文學博士山本信哉先生も、

それから建國のことを肇國と申されたことが我が教育勅語に見えてをりますが……  
(山本信哉博士著「建國といふ語の典故と其の意義」)

といつて、やはり肇國と建國とを、同様のものと解してゐられます。また亘理章三郎先生も、

建國といふ語も、肇國といふ語も、古來用ひられてゐる語である。通常は建國といふ語が多く用ひられて目慣れてゐるが、肇國といふ語も古から用ひられて居る。そして建國といつても肇國といつても意義は同じで、兩者の間に區別があるとは思は



れない。(互理章三郎先生  
著「皇國紀元論」)

といつて、これもやはり肇國も建國も同様なりとの説であります。吉田一枝先生も、肇國及建國なる成語の用例文献の若干について概観するに、肇國及建國なる成語は、共に同一なる事實事項を表現する辭句で……(「公法雜誌」第六卷第一〇號所載。吉田一枝先生「肇國と建國」)

といひ、これも肇國建國同一説であります。要するに、以上の諸家の説は、みな肇國といふも、建國といふも同じことであるとせらるゝのであります。たゞ強いて、この二語を區別するならば、肇國の方は、國を『始める』といふ意味に重きをおいた語であり、建國の方は、國を『立てる』といふ意味に重きをおいた語であると解すべきでありませう。

書 經  
支那の古い書物

なほ以下 諸家の説を引いて、研究の資料にしませう。互理章三郎先生曰く、建は通常『立なり』と解し、建立・建造・創建などと熟する語であつて、創始を意味する。肇は通常『始なり』と解し、肇造・肇始などと熟する語であつて、創始を意味する。肇と建とを併せ肇建とも熟し、はじめおこすといふ意義に用ひる。書經に『我が區夏を肇造す』とあるを、『肇造は猶始建のごとき也』と解釋してゐる辭

訓 詁  
よみ

書もある。故に訓詁の上から建國といつても肇國といつても、兩者の間に區別はなし。(互理章三郎先生著「皇國紀元論」)

と。文學博士山田孝雄先生曰く、

抑々『肇國』といふ語は如何なる意義を示すものであるか。この語は「教育ニ關スル勅語」に『國ヲ肇ムルコト宏遠ニ』と仰せられた語と同じである。『肇』は『はじむ』と訓ずる字であるが、(略)『肇國』は『クニヲハジム』とよむけれども、國の創始といふだけに限らない。國家が隆になり、皇威が新たにかがやいた御世にはいつても『ハツクニシラススメラミコト』と申し奉るのである。抑々わが國は天壤無窮の寶祚によりて實現せられる國家であるから、その原始も亦悠遠にしてはかり知ることを得ない古にあつたであらう。(山田孝雄博士著「肇國の精神」)

と。ところで、この肇國といふ語も、建國といふ語も、その出典は支那の書物にあるのであります。これについて文學博士山本信哉先生は曰く、

元來建國といふ言葉は、支那語であります。(略)支那では、先づ易經の上象傳、比の卦の條に、始めてこの建國といふ語が見えてをります。『先王以て萬國を建て

ハツクニシラス  
スメラミコト  
御肇國天皇と書  
き奉る。即ち天  
皇様の御事。

出 典  
出どころ。



て、諸侯に親しむ」とあるのが即ちそれである。(略中) 次いで春秋左氏傳の桓公二年の條に「天子は國を建て諸侯は家を立つ」とあります。(略中) 又漢書の高帝紀にも「齊は古への建國なり。今は郡縣と爲る。其れ復た以て諸侯と爲る」と見えてをります。それから建國のことを肇國と申されたことが、我が教育勅語に見えてをります。此語も亦支那の相當に古い書物にあるのでありまして、書經の周書、酒誥篇に「文王國を肇め、西土に在り」と見えてをります。(山本信哉博士著「建國といふ語の出典と其の意義」)

と。右のやうに、この二語とも、その出典は支那の書物にあるのでありますが、しかし、この語をわが國において用ひるときには、わが國の流儀に解釋すべきものであります。即ち、肇國とか建國とかといひますが、わが國は、皇室が御中心、御本源となられて、おのづからに生まれたる國であります。支那式に、また歐米式に解釋すれば、肇國とか建國とかといへば、「人の力で國を創り上げた」といふ意味になります。わが國においては、さういふ性質のものでなく、皇祖皇宗の神々様の御稜威によつて、おのづからに發生發達したることを、肇國または建國といふのであります。このことを最も明確に説いてゐらるるのは、法學博士筧克彦先生であります。曰く、

我が日本は天然自然に發生した國であつて、權力・利害又は理窟などの何れかを主とし人爲の勝手で忽ちに造り上げた國でない。(略中) 従つて征服又は妥協又は分裂等によつて特定の月日に國を建造した諸外國と違つて、其の意味の何月何日といふ特定記念日がない。否否、特定の記念日を認むることが出来ぬと申すのでは無いが、外國に例多き如く偶然なる月日ではなく、天地開闢完成の日、即ち、天孫御天降りの日、即ち一年中の事始めの日が其の記念日である。(略中) 斯くて天然自然なる我國は、肇國即ち國の元始から何何萬年經て居るか分からぬ。神武天皇紀(日本書紀)には、天孫天降りより、神武天皇様の日向御出發の年まで百七十九萬二千四百七十餘歳を経たりと記してある。言傳は時代時代の人に分かる様なる言葉に直されて傳へられ勝ちであるが、其の實際は何時を以て始めとして居ることか定めて言ふ譯に參らぬ。(略中) 神武天皇様の都を大和の橿原に定め給ひ御即位式を行ひ給うた年月を選び、之を紀元と定めになつた。紀元とは年數計算の基準に外ならぬ。(略中) 紀元は、天孫天降りによる建國即ち皇位並に日本國發生の本源を彌々榮えしめたる年月日で、決して大日本の建てられた年月日で無いことを確認し給うたものといはねば



清明心  
あかき心。即ちま  
ことの心。

ならぬ。(中略)我大日本と諸外國とは、其の存在の年月の長短に於て著しい差違があるが、實に夫のみでは無く、其の起源の性質に根本的の差異がある。我國は權力・智力・財力等の階級争闘により成立存続しつゝある國でなく、何人にも普き清明心せいめいしんの要求に基き彌榮ゆる神かみ隨したがらことあげせぬ國である。(「神かみながら」第一卷第一號所載。寛克彦博士「皇國の元始」)

と。さて又た次ぎの亙理章三郎先生の説も、大に傾聴すべきものであります。曰く、神武天皇の御即位の年が建國第一年ではない。我が國の肇造は其れ以前、遠い神代の昔からのことである。然らば神武天皇に建國といふ語は不適當であるかと云ふと、決してさうではない。(中略)

元來肇國又は建國といふことは、或る一時期に限られた行事ではなく、悠久の過去から無限の將來へと、連続的に行はれつつあることである。建國は過去にもあつたことであり、現在にも行はれつゝあることであり、將來にも進展して行くことである。教育勅語に、『我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ』と仰せられてあるのが其れであつて、御歴代は皆其の時々の、國家の肇造を爲し給へるのである。(亙理章三郎先生著「皇國紀元論」)

と。蓋し、わが國の建國・肇國の時代には、廣狹の二つがあるといふのが、先づ學界の定説のやうであります。即ち、廣くいへば、天孫天降あまのりふりより、崇神天皇様の御代までをいひ、狭くいへば、神武天皇様の御代をいふのであります。

## 七、日本の理想

わが皇國日本の肇國の精神・理想は、天照大御神様の御神勅に仰せられてゐる如く、天壤無窮といふことであり、神武天皇様の御詔に仰せられてゐる如く、八紘を宇とするといふことであります。

近衛内閣の基本國策の大綱にも、その根本方針として、皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き、世界平和の確立を招來することを以て根本とし……云々。

と述べられてゐます。されば今日の日本國民は、肇國の精神とはいかなるものであるか、八紘を宇とするとはどういふことであるか、そして國家に、かういふ大精神、大理想といふものが、なぜ必要であるか、それらのことについて、十分の理解と自覺と



をもつてゐなければなりません。

前に述べた如く、八紘一宇とは、極く簡単にいふならば、世界を一家の如く平和に睦じくするといふことであります。神武天皇様の御詔には、

八紘を掩おほひて宇と爲なむこと、亦また可よからずや。

と仰せられてゐます。これを田中智學先生が、八紘一宇といふ熟語にせられたのであります。

わが天皇様の御稜威を八紘即ち天下・世界に光被し奉つて、世界の人々をして、わが天皇様の御聖徳に浴せしめ、以て、一家の如く、眞の愛情に満ちた平和なる世界にする、それが八紘一宇であります。そしてこれが日本の理想であります。

かゝる大精神、大理想あつて、日本は、正大なる日本として、世界に雄飛し得るのであります。この大精神、大理想を忘るゝならば、日本は、弱小日本とならざるを得ぬのであります。法學博士寛克彦先生曰く、

一個人にしても理想により生きて居る。理想の實現を前提して、心身を組織し、事務を整理し、死を忌み生を喜びもするが、理想無き者は既に死者である。物質の堆

### 材料

他の國の欲望を  
みたすための材  
料。

### 小個人

人民。

### 皇國一體

天皇即ち國家  
で、天皇様と日  
本國とは一つも  
の。

積と選ぶ所は無い。此の事は大人格大我を以て本質とする國にとりては彌々明亮なる事柄である。建國精神を有せざる國の如きは、其の存在を正當とすべき理由を有たぬ。他の理想を有する國に譲つて滅亡するも差支なく、他國の欲望の爲の犠牲となり又は其の材料となることを喜ぶべきである。然無くとも數多き小個人の欲望満足施設となりたり、形法師の如き存在となることに満足せねばならぬ。之は西洋諸國等の歴史上の事實として絶えず證明せられつつある所であつて、實に天地の大なる見地よりしては合理的なるものであらう。(「神ながら」第一卷第四號所載。寛克彦博士「國の根本法」)

と。理想なきものは亡ぶ。否、理想がないといふことは、既に死んでゐるのも同様であります。

皇國一體のわが日本において、天皇様の御理想が、即ち國家の理想であり、天皇様の大御心が、即ち國家の精神であります。

かゝる皇國の精神・理想を、國民のすべてが、よく理解し、よく自覺し、天皇様の大御心を奉體して、潑刺として、この理想の實現に邁進するところに、日本の日本たる所以があり、且つ、日本人たるの眞價を發揮し得るのであります。



## 八、日本心

三〇

大國隆正先生歌ふて曰く、

敷島の<sup>やまとこゝろ</sup>大和心を人とは、<sup>とつくにひと</sup>外國人の膽をひしがんと。

これは、先生の「やまとこゝろ」といふ名著の中に書いてある歌であります。日本魂、大和心とはどんなものかと、人が問ふたならば、それは外國人の膽をひしぐやうな忠勇無比の大精神であるといふのであります。

本居宣長先生は、彼の有名なる歌、

敷島のやまとこゝろを人とは、朝日に匂ふ山櫻花

を残してゐられます。朝日に匂へる山櫻花の姿は、清々しく、神々しく、そして優美であり、また語をかへていへば、潔白と崇高と奥床しさの限りであります。げに眞の日本心は、この本居宣長先生の歌はれし如き崇高・潔白・優美なるものであります。われ等日本人は、本質的には、かゝる魂、かゝる心、かゝる精神をもつてゐるのであります。

思ふに、右の大和心を歌へる二大家の歌は、いづれも大和心の眞を詠まれしものであります。但だ大國隆正先生の歌は、簡明率直に大和心を歌ひ、本居宣長先生の歌は、氣品高き大和心を、朝日と山櫻花の花とに托して歌はれしものであります。

しかも未曾有の變局に直面し、世界情勢の變轉きはまりなき今日において、わが日本人の大和心は、如何に發揮せらるべきでありますか。それは、外國人の膽をひしがんといふことになければなりません。

かゝる心、即ち、外國人の膽をひしがんといふ壯烈なる精神氣魄あつてこそ、未曾有の時艱は克服せられ、變轉極まりなき世界情勢に對しても、びくともするところがなく、自主獨往の大威力を發揮し得るであります。

外國人の膽をひしぐとは、勿論戦ひにおいて、勇敢無雙、不敗必勝であることが第一であります。しかしながら、戦闘のみでなく、その背後のあらゆる物事が、水際立つて優勢であることを必要とします。

この點において、産業報國を精神として立てるわが産業界の人々の任務は、非常に重大であります。産業界の人々も、その仕事に對するときは、外國人の膽をひしがん



といふ壯烈なる大和心をもつてせねばならぬのであります。

軍人は既に外國人の膽をひしがんといふ大和心をもつて戦ひに従事し、その通り實行しつゝあるのであります。大國隆正先生曰く、

君よりあづかりたてまつれる身なりとおもひて、つねは大切になし、事あるとき、君のためですてたらんこそ、まことなるべけれ。かはゆしとおもふわが子にても、君のみさきにたちて死ぬるをよろこび、死なぬをはぢる日本人のまごゝろは、外國にたぐひなきことなり。(中略)わがうへを、かへりみはせじ、わがためを、かへりみはせじ、わが妻子をも、かへりみはせじ、わが田宅財寶を、かへりみはせじ、わが家をも、かへりみはせじとおもふこそ、我日本國の忠道なれ。(大國隆正先生著「やまとこころ」)と。この言葉の通りに、わが軍人は、戰場において、立派に實行しつゝあるのであります。

産業界乃至は經濟界においてもまた、我が身、我が爲をかへりみはせじといふ精神を發揮することが、この際最も必要であります。かくてこそ、報國の實を擧げ得るのであり、かくてこそ、外國人の膽をひしぐといふ大威力を發揮し得るのであります。

## 九、大政翼賛

大政翼賛とは、一口にいへば、天皇様の大御業をお助けし奉るといふことであります。今、これを少しく詳しく説明させよう。

大政といふ語は、「皇室典範」の中に用ひられてあり、また、明治天皇様の御下し遊ばされたる慶應三年の皇政復古の大號令に

大政返上

とあり、明治元年の奥羽處分の詔に、

大政古ニ復ス

とあり、明治二年の集議院に下し給へる御下間に、

今ヤ太政更始

とあり、同じく明治二年の岩倉具視公に下し給へる詔に、

太政復古ノ基業ヲ輔ケ

とあります。文學博士辻善之助先生監修の「歴代詔勅集」によれば、この明治二年の



ふ二つの詔には、大は太と記されてあります。明治十四年の國會開設の御勅諭に  
大政ノ統一ヲ總攬シ  
と仰せられてゐます。

大正天皇様が、大正五年に大隈首相に下し賜へる御沙汰に大政の御言葉があり、次いで今上陛下が、皇太子殿下にまします時、大正十年に攝政に御就任の御令旨に大政の御言葉があります。

また大政といふ語は、かの明治維新の時、徳川將軍が、政權を天皇様にお還しし奉つたことを、大政奉還と云つてゐて、あまねく人々の聞きなれた語であります。そしてこの大政といふ語の解説としては、「大字典」にも、「新字鑑」にも

#### 天下の政治

と記し、その他の一二の辭書にも、同じやうに説明されてゐます。且つ文學博士大槻文彦先生の「大言海」及び文學博士上田萬年先生、文學博士松井簡治先生共著の「大日本國語辭典」にも、大政の語を説明して、同じく「天下の政治」とし、その出典は、「唐六典」にあることが記してあります。

唐六典  
支那の唐時代の  
官制や法制を  
書いた書物。

右の如く、大政といふ語は「天下の政治」といふ意で、こゝにいふ天下とは、今日の國家の意であります。わが國は、天皇即國家であつて、天皇様の御國ですから、その政治は、天皇様の御政治であります。ゆゑに、大政といふのは、天皇様の御政治といふ意であります。大政を「天下の政治」といつて過りはないやうですが、しかし、これは支那式の説明に近く、日本固有の説明としては、明かに「天皇様の御政治」と解すべきであり、またこれを廣く大御業と解すべきであります。

次に翼贊といふ語についてお話しますと、これは、初めにいつた如く、極く簡單にいへば「お助けし奉る」といふことですが、これを少し詳しく説きますと、翼贊の翼といふ字は、「つばさ」と読みますが、翼贊といふときの翼は、たすく（助く）、輔佐（たすく）といふ意であります。贊といふ字は、贊が本字で、贊は俗字であります。この贊の字は、「ほめる」「ほめたたへる」即ち賞贊、讚賞、賞揚といふ意があり、又た、「おたすけする」即ち助力といふ意があります。

それで、翼贊とは一口にいへば、お助けし奉るといふ意ですが、少しく詳しくいへば、



恭しく力をさしけて、お助けし奉る

といふ意であります。

この翼賛といふ語は、憲法の御告文と御上諭とにお記し遊ばされてあります。御告文とは、憲法御發布のとき、明治天皇様が、憲法御制定のことを、皇祖皇宗様の御神靈にお告げ遊ばされし御祭文であります。御上諭とは、同じく明治天皇様が、憲法の條文の前にお述べ遊ばされたる御宣言であります。この御上諭を憲法前文とも申し上げてゐます。御告文には、

外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ廣メ

と仰せになられ、御上諭には、

又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ

と仰せられてゐます。この翼賛といふ語も支那の古い書物に出てゐる語です。即ち

「蜀志」の「董允傳」に、

王室を翼賛す

とあります。翼賛の語を、日本の精神の上から解けば、前述の如く、恭しく力を捧げ

てお助けし奉ることであり、従つて、大政翼賛とは、

天皇様の神聖にして廣大なる大御業を、臣民たる我れ等が、讚美し奉り、恭しく力を捧げて、お助けし奉る

といふ意であります。

翼賛といふ語と、同じ意味の語に、輔翼、扶翼などがあります。輔翼の語は、憲法御發布の御勅語の中にお用ひ遊ばされ、扶翼の語は、教育御勅語の中にお用ひ遊ばされてゐます。

日本臣民は、何んのために、生まれ、生きてゐるのであるか。それは、大政翼賛のためであります。そして、大政を翼賛し奉ることが、即ち忠でありますから、日本臣民は忠を盡し奉るために生まれ生きてゐるのであるといへます。これ以外に、日本臣民生存の目的はないのであります。従來の西洋式の個人主義、自由主義の思想では、それ以外に、日本臣民の目的があるかのやうに説いたものもありますが、それは、迷論であり、邪説であります。

今や、大政翼賛會が生まれたのは、當然であり、必然であり、自然であります。詮



じていへば、大政翼賛といふことは、日本建國以來の事實であつて、それを今日、さういふ名稱をつけたのに過ぎませぬ。ゆゑに、日本臣民のすべては、洩れることなく、おのづからにこの大政翼賛會の一員であります。

日本臣民は、大政翼賛即ち忠のために生まれ、忠のために生き、忠のために死す。それが日本臣民の日本臣民たる所以であります。

### 10、臣道實踐

臣道とは、臣民の道の略語であります。皇民道、國民の道、或は皇國民の道などといふのも同じことであります。

實踐とは、實地實際にふみ行ふことであつて、實行といふのと同じ意であります。ゆゑに、臣道實踐といへば、臣民の道を實地にふみ行ふといふことでもあります。

臣とは、家來といふ意味であり、君に奉仕する人といふ意味であります。畏くも皇室は日本族の宗家にましまし、おほやけ大家にまします。

我れ等臣民は、その末流であり、こやけ小家であります。即ち、皇室（天皇様）の家來で

日本族  
普通には日本民  
族といふ。

あつて、正しく臣であります。されば、天皇様の家來といふ意味において臣民であり、國家といふ方からいへば國民であります。つまり臣民即國民で、しかも、わが國は、天皇様の御國ですから皇國といひ、われ等はその臣民ですから、皇國民、または皇民などとも稱するのであります。

かゝる臣民の道を、略して臣道といふのであつて、臣道とは、臣民たる者の守り、行ふべき道のことでもあります。文學博士大槻文彦先生の「大言海」には、臣道を説明して、

臣下たる道。臣民の遵守すべき道。  
とあり、文學博士上田萬年先生、文學博士松井簡治先生共著の「大日本國語辭典」には、

人臣たる者の守るべきみち。臣たるのみち。  
とあつて、この二書とも、臣道といふ語の出典は「えききやう易經」にあることを記してゐます。文學博士鹽谷温先生の「新字鑑」には、  
けらいとしてなすべき道。

臣 下  
單に臣といふの  
と同じ。

人 臣  
單に臣といふの  
と同じ。  
易 經  
支那の古い哲學  
書。



孟子  
孟子が孔子の説  
を述べた書。

と説き、臣道の語の出典として「孟子」を擧げてゐます。要するに諸家の説明は結局同じことでもあります。

では、臣道即ち日本臣民の道とは、いかなるものであるか。それを具體的に示され、教へられたものは何んであるか。それは申すまでもなく教育勅語であります。教育勅語こそは、簡明に臣道を御教示遊ばされたもので、教育勅語の御教への通りに行へば、それは立派なる臣道実践となるのであります。

ところで、教育勅語には、

以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

と仰せられてゐます。即ち臣道を實踐するのは、皇運を扶翼し奉るためであります。この皇運扶翼といふことが、臣道の目的であります。つまりは、我れ等日本臣民の目的、使命であります。

皇運とは、皇位の御隆運とも、また、天皇様の御隆運とも、皇室の御盛運とも、或ひは皇國の隆運とも解し奉つてよろしいと思ひます。つまりは、これらのものは、一つの事であります。

扶翼とは、力を捧げてお助けし奉るといふことでもあります。この扶翼といふ語と、殆んど同じ意味の語に翼賛、輔翼などといふのがあります。萬民輔翼などといひ、大政翼賛などといひます。これらは、つまりは皇運扶翼と同じ意であります。大政を翼賛し奉ることが、即ち皇運を扶翼し奉ることとなりませす。そして、大政翼賛・皇運扶翼によつて、我れ等臣民は、天皇様に忠を盡し奉ることとなります。ゆゑに、忠といふことが、臣道の基本であります。

扶翼・翼賛・輔翼とは、上述の如く、力を捧げてお助けし奉ることであつて、これを古語で申せば「つかへまつる」ことでもあります。「つかへまつる」は、仕へ奉るで、即ち奉仕であります。この語は、「古事記」や「日本書紀」などに書かれてあつて、本居宣長先生は、

仕奉は、都加閉麻都良牟と訓むことなり。(中)此言古書に數しらず多し、上たる人に事するすぢには、萬の事に云なり。(本居宣長先生著「古事記傳」)

と云つてゐます。殊に宣命には「仕へ奉れ」と記されてゐるものが多いのであります。例へば、文武天皇様の御即位の宣命には



國の法を過ち犯すことなく、明き淨き直き誠の心を持ちて、いやすすみすすみて緩み怠ることなく、務め結りて仕へ奉れと詔りたまふ大命を、もろもろ聞し食さへと詔る。(「續日」本紀)

とあります。要するに我れ等日本臣民は、天皇様に仕へ奉る者即ち扶翼者であり、翼贊者であり、輔翼者であります。しかも、その仕へ奉るには、明き淨き直き誠の心(真心)をもつて、緩み怠ることなく、務め結らねばならぬのであります。

かくて、上述の如く、大政を翼贊し奉ることが、即ち皇運を扶翼し奉ることとなり、輔翼・翼贊・扶翼とは、古語にいはゆる『つかへまつる』ことで、即ち奉仕であります。それで我れ等臣民は、翼贊者であり、扶翼者であり、輔翼者であり、『つかへまつる』者であり、奉仕者であります。されば、大政翼贊會の發會式(昭和十五年十月十二日)の時、その總裁たる近衛内閣總理大臣が、

本運動の綱領は、大政翼贊の臣道實踐といふことに盡きると信ぜられるのであります。このことをお誓ひ申し上げるものであります。これ以外には綱領も宣言も無しと言ひ得るのであります。若しこの場合に於て宣言綱領を私に表明すべしと云は

務め結る  
勵み行ふ。

れるならば、それは「大政翼贊の臣道實踐」といふことである。「上御一人に對し奉り日夜それぞれの立場に於て奉公の誠をいたす」といふことに盡きると存ずるのであります。

と云はれた所以であります。奉公の誠は、詳しくいへば、公おほやけに奉仕するの誠といふことで、公は、天皇様(皇室)の御事であります。これを略して奉公といふのであつて、つまり、奉公の誠をいたすことが、大政翼贊の臣道を實踐することとなるのであります。

なほこゝに、皇道と臣道との關係をお話しておきます。皇道は、天皇様の御道で、これを約して皇道と申します。この皇道より發したる道が臣道であります、いひかへれば、皇道の一面が臣道であります。天皇様の御教へ、御導き、大御業が、皇道でありますから、われ等臣民は、それに歸依し、それを奉じてゆくのであつて、それが即ち臣道なのであります。それで文學博士中村孝也先生は、

凡そ臣道とは、臣民の歩むべき道を申します。この臣道は、親の中から子が生じ來るごとく、皇道の中から發生し來るものであつて、隨つて皇道と臣道とを通じて、



一つの中軸があります、それは敬神であります。(「啓明會紀要」第二〇號所載。中  
村孝也博士「國史教育の改善」)  
と云つてゐられます。即ち、臣道は、皇道より發したるもので、簡明にいへば、天皇様の御教へが臣道であり、それを誠心をもつて奉行するのが、臣道の實踐であります。

## 一一、奉 公

奉公といふ語は、教育勅語の中に「公ニ奉シ」と仰せられて現はれてゐます。この公に奉ず即ち奉公とは、わが一身を皇國に獻けて盡し奉ることでありませう。

奉は、仕へまつるといふ意であり、また、獻ぐといふ意もあります。ゆゑに、奉は、自分の一身を奉獻して仕へるといふ意であります。公はおほやけであつて、元來、おほやけは大家(おほやけ)(大宅)のことでありませう。わが國における大家は、皇室であらせられます。ゆゑに、公(おほやけ)は、皇室の御事であります。しかもわが國は、皇室が擴大せられて出來てゐるのでありますから、皇室即ち國家であります。それで公とは、一口に云つて、皇國の御事であるといへませう。法學博士男爵穂積陳重先生曰く、

朝廷は、萬家(ばんか)の總本家であらせられる。即ち「公」である。「公」と云ふ字は吾々

萬家  
國民のこと。

の随分用ひる字であります、昔の字書を引いて見ると、「朝廷の御事なり」と書いてある。又「おほやけ」を「大家」と書いてある。即ち國民の大家様である。

(穂積陳重博士著「祭祀及禮と法律」)

と。文學博士芳賀矢一先生曰く、

皇室の事をオホヤケ(公)といふ。大家の義である。皇室に對しては我々は小家である。(芳賀矢一博士著「國民性十論」)

と。更に公といふことについて最も適切なる説は、左の亙理章三郎先生の説であります。曰く、

オホヤケといふ古語は、天皇を意味し、皇室を意味し、又國家を意味するのであるが、其の語源からいふと、オホは大であり、ヤケは家であり、大家即ち皇室である。此の皇室の至尊の長上として天皇があらせられ、天皇は其の皇室の一切を表現して居られるから、天皇をオホヤケと申し上げるのである。又皇室其の者の擴大せるものが國家であるから、國家をオホヤケと稱するのである。(亙理章三郎先生著「皇國日本」)

と。以上の諸説より見て、奉公とは、わが一身を皇國に獻けて盡し奉るといふことで



あることが明かであります。

なほ以下、参考のため、諸家の説を紹介しませう。文學博士大槻文彦先生著の「大言海」に、奉公を説明して曰く、

一身を公に捧げ奉る義。

天皇御一人に仕へ奉ること。公に仕へたてまつること。君國のために忠節をつくす

こと。

と。そして、奉公といふ文字の出典として、

「史記」の趙奢傳に、

奉公法の如くにして則ち上下平たひらなり、上下平にして則ち國彊つよし。

「漢書」の張湯傳に、

禹志奉公孤立に在り。

「三代實錄」に、

彌奉公之誠を勉む。

「源平盛衰記」に、

史記

支那の古い歴史

三代實錄

五十六代清和天皇、五十七代陽成天皇、五十八代光孝天皇、御三代の歴史。

奉公に忠勤を致せば。

などを記してあります。文學博士高瀬武次郎先生は曰く、

奉の一字は、目上に仕へまつる、つかまつる、と云ふ意味であります。近年は奉仕と云ふ語が流行して社會奉仕と云ふ如き術語がある。これは社會公衆の爲に特に便益を謀り、自己の利益をその犠牲に供する意味であります。奉は「まつる」、まつるとは、自己を捧げて先方に歸一することである。奉の字は「サ、グ」と云ふ意味も含むのである。公と云ふ字は私の字と對します。近來は滅私奉公と云ふ術語が生じて、普く唱へられて居ります。これは自利自慾の私心を滅却して、純然公益即ち君國社會の爲のみに力を傾注する意味であります。(高瀬武次郎博士著「教育勸語講解」)

と。また左の文學博士西晋一郎先生の説は、奉公、奉仕といふことと、歐米でいふサービスといふことについての相違、また公益といふことについての明確なる説明であります。曰く

「公」とはおほやけと讀んで居ります。これは、我が國では朝廷のことを申しますが、ヨーロッパで「パブリック」とは「社會的に多數の人の集合」をいつて居りま



朝家  
皇室。

四八

す。(略中)我が國の「公」は單に多數の人々と言ふだけの意味ではない。「朝家」のこ  
とを「公」と申すのであります。(略中)我が國に於ては最大多數が「公」でなく、我  
が國が皇國であるから、國のはじめは皇室のはじめであります。そこで「國家のた  
め」といふことが、實は「朝家」のため「公」のためと言ふことであります。我が  
國の公益はそこに持つて行かなければなりません。(略中)朝家のためといふことが、  
建國の大本から、公益といふことになりました。

アメリカで社會奉仕のことを「ソシヤル・サービス」と申しますが、このサービ  
スといふ意味は「大勢の人々のために」といふことになるが、何も別に「奉る」とい  
ふ意味はありません、唯「仕へる」といふ意味であります。元來、道德の立て方が  
違つて、個人を中心とするものであるから、社會の多數公衆に對して仕へるのが、  
「ソシヤル・サービス」であります。我々が奉公、奉仕といふと、「公」「朝家」の  
ためといふことであるが、(略中)個人的に色々金銭や勞力を捧げることは歐米流  
に、社會奉仕と申しますが、(略中)けれども我が國では單に人もよし自分もよし共存  
共榮でこと終れりでは無い。結局それが皇國を維持すること、皇運を扶翼し奉るこ

とにならねばならぬのであります。(西晋一郎博士著  
「教育勸語衍義」)

天 朝  
朝廷。即ち皇室。

公 上  
君主、朝廷。

と。これはまことに至論であります。  
亘理章三郎先生の大著「教育勸語釋義全書」には、奉公についての諸家の説が集め  
られてゐます。それによつて諸家の説を簡略にあげて見ますと、  
奉公とは身を天朝に差出すなり。

朝廷の御爲に盡すことを奉公といふ。

身を公上に奉じて私を顧みざるを奉公といふ。

奉公とは國家に盡すことなり。

奉公とは身を捨て、國の爲に力を盡すをいふなり。

奉公とは君の爲め國の爲め力を盡すことなり。

奉公とは身を 天皇陛下及び日本國にさしあげたてまつるなり。

奉公とは己れの身を皇室の爲め國家の爲めに捧げまつることなり。

奉公とは君國に盡くすことなり。

など、説かれてゐます。要するに、いづれも天皇様(皇室、朝廷)と國家とに盡し奉

四九



ることを奉公といふのであるとします。但だ左の互理章三郎先生の説を以て、最も的確なりとすべきであります。曰く、

『公』は皇國である。『公』を單に君と解し、或は單に國と解し、或は又君と國と解するものがあるけれども、天皇と國家とは全く一體で、いづれも皆オホヤケと稱するのであるから、一語としての皇國と解するのが最も適當と思はれる。

『奉シ』は我が身をさしけると云ふことである。(互理章三郎先生著「教育勸語釋義全書」)と。かくて我等は奉公とは、わが一身を皇國に獻けて盡し奉ることであるといふものであります。

## 一二、日本人の誇り

正 氣

正大なる元氣。

今の時に於いて、我等は日本人たるの氣位を、堅く持ち、日本人たるの誇りを感

じ、日本人たるの正氣を發揮せねばならぬのであります。

世界に、人種多く、民族多く、國民多し。しかも日本人、日本族、日本國民の如き、正大なる精神をもつて生き得るものがありませうか。

我等日本人は、今の時に於いて、このことをよく内省し、よく自覺せねばなりません。

我等は、萬世一系の神にして族父にまします 天皇様を戴ける國民であります。無形にして抽象的の神を戴く國民は澤山あります。しかるに我等日本國民は、萬世一系の 天皇様を、至貴至尊の神様として拜し奉り、この 天皇様の臣民として、この 神皇様の神民として、正大なる生活活動をなすつゝあるのであります。

神 皇  
神たる天皇様。

かく、萬世一系の神たる 天皇様を戴ける國民は、日本國民以外に絶対にないのであります。これを思ふとき、我等は、無上の榮光と幸福とを覺えざるを得ないのであります。伯爵二荒芳徳先生は、日本臣民の忠を『皇國忠』と呼ばれ、そして曰く、

我が身を殺しても少しも悔いないと云ふ意氣込に充ち満ちた奉公の心を、『皇國忠』と云ふのである。皇國忠は外國の忠義のやうに、國民の義務と云ふ程度のものではなく、義務などよりも遙に深い、日本人としての抑へることの出来ない願ひであるのである。あの明治維新の志士吉田松陰は、

かくすればかくなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂



と詠んだが、この『やむにやまれぬ大和魂』が、『皇國忠』であつて、外國の忠義と大に異なる所である。

さて皇國忠と云ふものを明白に會得した時、我等はもはや、只自分がこの世に生れて来て、人間として生活してゐると云ふ考だけでは満足しなくなつて来る。自分は日本人であると云ふ自覺がだんだんと精鍊されて来て、自分は天皇の民である。即ち皇民であると云ふ覺信が益々燃えて来るのである。天皇の大御心を自分の胸の中に考へ奉ることが、嬉しくてたまらなくなり、自分は世界に誇るべき國體を有する大日本に生れた満悦と、歡喜で心飛び立つ程に至るであらう。(二荒芳徳伯著「皇國青少年の道」)

と。實にかゝる満悦と歡喜と、そして榮光と幸福感とに満ちあふるゝものが、日本國民であつて、日本人たるの氣位、日本人たるの誇りは、こゝに發するのであります。次に我等は、天壤無窮の皇國の臣民であつて、我等は、この皇國が天壤無窮であるといふ絶對信念によつて、生活活動をなすつゝあるのであります。

日本精神とは何ぞやと問はるゝとき、我等はこの皇國日本が天壤無窮であるといふ信念を抱いて動かざる精神なりと答へるものであります。

即ち、皇位の隆たかえすこと、天壤と與に窮り無しとは、皇祖天照大御神様の大御言葉であります。皇位は、天皇様の御位で、つまりは、萬世一系の 天皇様は、天壤無窮に御隆え遊ばさるゝのであります。この 天皇様のましますところに、日本あり、ゆゑに日本は天壤無窮であります。

無形の神を、至上の神として尊崇する國民には、その君主、その國家に對する天壤無窮の信念信仰はありません。彼等には、無形にして抽象的な神のみは天壤無窮であります。その君主、その國家は、機關であり、方便であるのであります。ゆゑに、彼等は、その生きる上に都合が悪いか、よりよき方便かを見出すならば、君主を易へ、國家を革かためるに躊躇ちゆうちゆしないのであります。

かゝる中であつて、我等日本國民のみは、皇國の天壤無窮を絶對に信じて動かないのであります。これを思ふとき、我等は無上の榮光と幸福とを覺えざるを得ないのであります。

また次に我等は、金匱無缺の國家の國民であります。金匱無缺とは、外國の侵略と征服とを蒙つたことがないといふ意であります。



畏くも、明治天皇様の憲法發布の御勅語に、

光輝アル國史ノ成跡

と仰せられ、同じく戊申詔書にもこの大御言葉を拜し奉ります。國史の成跡とは、わが國の歴史の出來ばえのことです。即ち、わが國の歴史の出來ばえは、我が國をして金匱無缺たらしめてゐるのであります。

この金匱無缺の國家の國民たることを思ふとき、我等は無上の榮光と幸福とを覺えざるを得ないのであります。

かくの如き皇國日本の國民たる我等は、その氣位において、世界第一たるべく、その誇りにおいても、世界無比たるべく、その正氣においても、世界無敵たるべきであります。

たゞ、さればとて我等は、自ら鼻を高くして、人もなげなる行動を世界に對つて行ふべしといふのでは、斷じてありません。かゝる皇國日本の國民であるがゆゑに、その行動は大小となく、すべて公明正大に、仁愛を本として、世界の儀表とならねばならぬといふのであります。

儀  
模範。表

### 一三、日本人の使命

皇國日本の臣民たる我れ等は、今、八紘一宇の大理想・大精神に勇躍しつゝ、東亞の新秩序建設といふ大業に、必死の努力をなしつゝあります。

まことにこれ、國運を賭しての未曾有の大業であつて、この大業を完成するまでには、なほ多くの困難と、大なる障害とに遭遇せねばなりません。これ當然のことでありまして、これを我々一個人の上についての例を見ましても、雄心なく、奮發心なく、向上心なき怠け者か、或は田舎に引込んでゐる隱居のやうな人には、大した事件も身邊に起らず、平々淡々の生活をするのでござませう。しかし、これで人生は全きを得るでせうか。

これに反し、雄心あり、向上心あり、奮發心ある人は、大なる勉強、大なる奮闘、大なる努力の生活をします。従つて、その身邊には、種々の困難が起り、苦痛の種となることも生じます。しかしそれに屈伏することなく、更に勇氣を振起して、勉強、奮闘、努力をする所に、全き、眞の人生があるのであります。



日本若し、肇國の大精神を忘れて、雄心なく、向上心なく、奮發心なく、世界の二三流國に甘んずるといふならば、大なる困難、大なる障害は減少するでせう。しかし、それで皇國日本が有り得るといへませうか。

否、世界の現状は、自ら平々淡々を願ひ、世界の二三流國をもつて甘んずるも、なほ大なる困難、大なる障害が生起し、興亡浮沈の危険に曝されざるを得ぬのであります。

即ち、その實物見本は、今、眼前に歐洲にあり、二三流國に甘んじて、當面の平和を望むも、望み得ないのが世界の現状であります。

幸ひにして日本、世界無比なる肇國の大精神大理想あり、國民は日本精神を把持して、至正至大なる天皇陛下の御稜威を發揚し奉るの熱意に燃え、當面の大困難、大障害を物ともせず、突破、克服して勇往邁進しつゝあるのであります。

東亞の新秩序建設、八紘一字の大理想の遂行の前には、何の困難ありや、障害ありや。これ今日の我れ等に與へられたる歡ぶべき大使命であります。そして我れ等の子孫は、我れ等の雄健なる奮闘努力を受けついで、更に雄健なる奮闘努力をするのであ

ります。

日本は、今日の我れ等のみの日本に非ず、祖先より子孫へ、天壤無窮につゞく日本であります。我れ等はその中今に在るの我れ等であります。我れ等の祖先は、光輝ある日本の歴史を、我れ等に胎こしました、金甌無缺の國家を、我れ等に與へました。法學博士上杉愼吉先生曰く、

國家は今共に存する七千萬人(當時の人口)の國家に非ずして、開闢建國の昔より天壤無窮の永遠に到るまで連續する無限なる日本人の國家である。祖先なければ我無し、祖先の力は我に於て生生活躍して居る、靈魂は眞に不滅である。我の存在と活動と如何なるも皆永遠に我が子孫國民に於て生生活躍せざるはない。國家は永遠なる生命である、不斷に成長して刻々息まざる生命である。我が祖先は血を澁ぎて此の光輝ある歴史を我等に胎した。我等は骨を碎きて金甌無缺の日本を子孫萬代に傳へねばならぬ、此れ我等の責任である。(上杉愼吉博士著「國家新論」)

と。まことに然り、今日の我れ等は骨を碎いて、この金甌無缺の日本を、子孫萬代に傳へねばならぬのであります。これ我れ等の責務であり、本分であり、使命であります。



## 一四、一切の私心を去る

眞に今こそ、日本はその歴史あつて以來の空れなる大難局に遭遇してゐるのであります。しかも我れ等日本人は、この未曾有の秋に生れ合はせたることを、寧ろ欣快として、天皇第一・國家第一の精神を充滿せしめ、この大難局が、更に深刻となるやうなことがあつても、何等怖るゝことなく、敢然として、勇往邁進するの覺悟を必要とします。

古人は『憂きことのなほこの上につもれかし限りある身の力ためさむ』といひました。大に爲すある者は、苦難を寧ろ歡迎するのであります。國家亦その通りであります。世界に雄飛し、世界に號令し、世界を指導せんとする國家は多くの苦難と戦はねばなりません。苦難を避けようとし、苦難を怖るるが如き國家は、世界の表に立ち得ざる三四流國として、遂に衰亡せざるを得ないのであります。

八紘一字の大精神・大理想を有するわが日本は、この至大至高の大精神・大理想を理解し得ざる世界各國の蒙を啓かねばなりません。それには大なる苦難に遭遇するの

は當然であります。苦難を克服し、突破せねば、日本の興隆はないのであります。

かゝる時において、我れ等は、いかなる決心覺悟を要するか。これに答ふるものは、大正八年の頃法學博士上杉愼吉先生が云へる左の言葉であります。曰く、

皇國の興廢實に斯の時に在り、各人奮勵せざるべからず。國家第一なるかな、國家第一なるかな、斯の精神を滿身に湛へ、忠孝一致の信念を血脈に漲らせ、而して斯の事業に當る、何んぞ國家の亡ぶるあらんことを憂へん、大日本帝國を建設して、皇威を八紘に輝かさんこと目前に在り、國家の爲めには我が一身でもあることなし、況んや我が地位おや、勢利おや、衣食おや、金錢おや、大義の爲めには親を滅すべし、親も捨て子も捨て、夫婦も捨て兄弟も捨つ、黨派もなければ僚友もなし、行き掛りもなく情實もなし、國家の爲めには一切空ならざるべからず。(著「暴風來」)

と。この言葉は、實に今の時に最も適切であります。

新體制準備會の第一回會議の開かれた日(昭和十五年八月二十八日)、その會議に臨める全員は、左の如き誓ひをされました。

我等は大御心を奉體し、一切の私心を去り、過去に泥まず、個々の立場に捉はれず、

大義の爲めには  
親を滅すべし  
君臣の大義を全  
うするためには  
親も捨て兄弟も  
捨つ、



協心戮力以て新體制確立のため、全力を盡さんことを誓ふ。

と。これ、皇國の御爲めには、一切空となり、誠心誠意、新體制の確立に盡さんとするもので、この誓ひは、やがて全國民の誓ひでなければなりません。

惟ふに日本人はみな、皇室中心をもつて動くのであります。何事も洩れることなく皇室中心であることが日本の日本たる所以であります。既に皇室中心をもつて動く、そこに何んの私利私慾あらんや。皇室中心なるがゆゑに、親をも滅す、行きがかりもなく、情實もなく、すべて公に奉ずるのであります。

しかるに、若し、今の時において、私利私慾を計つたり、行きがかりに囚はれたり、情實にこだわつたりして、一億一心の歩調を破るやうな者があらば、それは、日本の鐵則たる皇室中心主義に反するもので、不忠の臣といはねばなりません。

あゝ日本人よ、皇國の御爲めには、一切の私心を去れ。かくして眞に日本の雄圖は確立されませう。

## 一五、盡忠第一

日本國民は、忠を盡し奉るために生まれ、忠を盡し奉るために生き、忠を盡し奉るために死す。日本國民の目的・本分・使命は、窮極のところ、これ以外にはないのであります。盡忠が、日本國民の道であり、日本國民は、即ち日本臣民でありますから、これが、即ち臣民の道であります。

いはゆる新體制は、なんのために確立されんとするか。新體制準備會(昭和十五年九月十三日)で決定されたる運動綱領は、

一、肇國の精神に基づき大東亞の新秩序を建設し、進んで世界の新秩序を確立せんことを期す。

一、國體の本義を顯揚し、庶政を一新し、國家の總力を發揮し、以て國防國家體制の完成を期す。

一、萬民各その職分に奉公し、協心戮力以て大政翼贊の臣道を完うせんことを期す。といふのであります。しかもその根本となるべきものは、臣民の忠であります。いはゆる大政翼贊の臣道とは、天皇陛下の大御業をお助けし奉る臣民の道といふことであつて、これ即ち忠であります。



それで、新體制は、日本臣民のすべてが、忠に徹し、盡忠第一の精神をよく發揮し得るやうにすることにあります。

盡忠第一、これが神代の古昔より今日に至るまで、また今日より無限の未來に至るまで、絶対に變らざる日本臣民の道であります。徳富蘇峰先生は、この日本臣民道たる盡忠第一を、別の言葉を以て左の如くいつておられます。

新體制の圓滑と云はんよりは、圓滿なる實行は、決して六ヶ敷事でもなければ、面倒なる事でもない。若し我等總國民が、感謝、報恩の一念もて、之に従はば、山上より圓石を轉ばすよりも、川上より水を流すよりも、容易であらう。(中略)

苟も我等總國民が、之を自覺したる以上は、其の總てを献げて、感謝、報恩の誠を效す可きは、當然のことである。即ち財産ある者は、その財産を献げ、智慧ある者は、その智慧を献げ、學問ある者は、其の學問を献げ、技術ある者は、其の技術を献げ、力ある者は、その力を献げ。男でも、女でも、老人でも、若者でも、銘々の最善を致し、以て皇恩の萬一に報い奉ることが、我等國民としての、今日に處す可き第一義である。(昭和十五年九月二十五日「東京日日新聞」所載「新體制の實行と感謝報恩の念」)

と。まことにこの通りであります。しかも、皇恩の萬一に報い奉るといふことは、即ち盡忠であります。

盡忠、即ち、天皇陛下に忠を盡し奉るには、それらの道があります。軍人となつて、外敵と戦ふが如きは、直接的の盡忠であつて、日本臣民の本懐これに過ぐるものはありません。

しかも、銃後において、産業に従事するも、その他、あらゆる職業に従事するも、その従事する者が、よく日本の國體を辨へ、その職業に最善をつくすことが、盡忠となり、報國となるといふことをよく自覺し、その一舉一動は、悉くこれ忠のための一舉一動なりとして、公明正大に動くならば、それは盡忠第一の精神を發揮せる人といへます。

### 一六、生を棄て義を取る

軍隊教育令に、大和魂(日本魂)を定義して、

夫れ生を棄て義を取り、耻を知り、名を惜み、責任を重んじ、艱苦に堪へ、奮つて



困難に赴き、悦んで任務に斃るゝは、我國民の古來繼承尊重せる大和魂にして……云々。

とあります。生を棄て義を取るとは、義のためには、生を顧みず、義に就くことでもあります。語をかへていへば、正義のためには、一身一家の利益や幸福を考へないことでもあります。

即ち、廣く解釋せば、生を棄てるとは、一身一家の損得利害などを顧みず、皇國の損得利害を考へて行動すること。それが義を取ることでもあります。

軍人が『生を棄てる』といへば本當に生命を棄てゝかゝるのであります。生命を全く皇國に捧げ奉つて、戦争に従事するのであります。

わが國民の中の軍人が、既にかくの如く生を棄てゝ、戦つてゐるのであります。

これを思へば、銃後における國民が、生を棄てる位のこととは、眞にやさしいことでもあります。即ちそれは生命を棄てるのでなく、不當の慾を棄て、不正の利を棄てさへすればよいのであります。これを詳言せば、一身一家の損得利害を本位として考へず、皇國本位に考へ行ひ、不正不義の利慾を排して、正しく生き、營み、働き、且つ

利することを守ればよいのであります。

軍人が、眞に生命を棄てゝ戦場に出てゐることを思へば、銃後における事業家が、その利益のすくない位のことは何んでもなく、商賣人が、その儲けの薄い位のことは何んでもなく、勤勞者の仕事が忙しい位のことは何んでもなく、すべての人々の仕事に、平時の如く思ふやうにゆかない位のことは何んでもないのであつて、進んでいかなる困難、苦勞、缺乏にも堪へ得る筈であります。銃後における『生を棄て義を取る』とは、實にかくの如きものであつて、何人にも實行し得、また實行せねばならぬことでもあります。

事あらためて説くまでもなく、今日の戦争は、國家總力戦であります。武力だけの戦争、即ち軍人だけの戦ひでなく、國家の總力をあげての戦ひであります。

従つて、武力戦において大勝を得ても、經濟戦産業戦において勝たざれば、その結果は敗戦となります。かゝることは、國民のすべてが、今日ではよく承知してゐることでもあります。

但だ、武力戦においては、敵は眼前にあり、その勝敗は、直に判明します。ゆゑに、



その行動は眞劍この上もなく、只管に生を棄てて顧みざるの偉大性を發揮します。

しかるに、經濟戰乃至は産業戰にあつては、身邊に敵の姿を見ず、具體的にその勝敗が、直に現れて來ないので、ともすると眞劍性を失ひ、いはゆる生を棄て義を取ることをなさず、遂ひには、耻となり、名を汚すやうなことをする者も出づるのであります。

經濟戰産業戰における敵は、武力戰の敵よりも、その數多く、深刻なのであります。われらはこのことをよく牢記すべきであります。

われらは日本人であります。されば經濟戰乃至は産業戰においても、立派に生を棄て、かゝり、以つて、この未曾有の大事變時を突破し、東亞の新建設に邁進せねばならぬのであります。

## 下編 産業報國

### 一、我が國體と産業報國

産業報國の精神の鞏固と、産業報國の實踐の完善とは、わが國體の明確透徹せる理解信奉によつて期し得らるゝのであります。

即ち、わが萬邦無比の國體があつて、その國體を基礎とし、根本として、わが特異の産業報國精神と、産業報國實踐とが生まれるのであります。つまり、産業報國といふことは、國體といふ幹に咲ける花の如きもので、本たる幹がなければ、花は咲かないのであります。従つて、産業報國といふことを知り、且つ行ふには、國體といふことを、よく辨へ、よく信奉してをらねばならぬのであります。基たる國體を、よく理解信奉する者ならば、自からに、産業報國の精神に燃え、且つ實踐者たり得るのであります。



日本は、天皇様を家長とせらるる皇室が御本源となられ、御中心となられて、擴大、發展して來た國であります。ゆゑに、天皇様（皇室）は日本國の生命の御本源にましまし、日本族の精神と血肉の結合の御中心にましますのであります。

御主體  
御本尊、御所有者。

されば、天皇様は、自らに、日本國の御主體にましまし、法學博士寛克彦先生の語を借りていへば、日本國の御主人様にまします。別の言葉で申し上げれば、日本族の大父（即ち族父）にましまし、日本といふ國家の主長（家長）にまします。

至尊  
この上もなく尊い。

かゝる天皇様であらせられますから、萬世一系であらせられ、至尊であらせられ、神であらせらるゝのであります。日本族日本國の生命の御本源にましまし、結合の御中心にましますのでありますから、日本族日本國には、至尊の神にましますことは、あまりにも明確であります。

天  
上帝。

現實に、實際に、かゝる至尊を奉戴せぬところから、支那では、天といふ至尊を立て、印度では、佛といふ至尊を立て、西洋では、ゴッド（神）といふ至尊を立て、もつて、その天、その佛、その神たる至尊を信仰して、安心立命せんとしたのであります。

しかるに、わが日本族のみは、現實に、實際に、天皇様と申し上げる至尊を戴き奉り、仰ぎ奉ることを得てゐるのであります。

かくの如く、神にして族父にまします天皇様（皇室）の擴大、發展せるものが、日本族であり、日本國でありますから、私達日本人は、天皇様より出で、天皇様に歸るのを、その本義としてゐるのであります。それで、日本の國體とは何んぞやといへば、

神にましまし族父にまします萬世一系の天皇様が、日本國の御主體としてましますこと。

これが、わが國體であります。

日本國の御主體、即ち御本尊にましまし、御所有主にましますところの天皇様の御爲めに、我れ等日本人の生活活動があるのは、當然必然のことです。従つて、日本人の生活活動の一部門たる産業が、また、天皇様の御爲めにあるといふことも、頗る明かであります。

しかも、天皇様（皇室）の擴大發展せるものが、日本國でありますから、この事實



を端的に云つて天皇即國家といひます。ゆゑに、産業を以つて國に報いるといふことは、即ち、産業を以つて、天皇様に忠を盡し奉るのと全く同一であります。産業報國は、産業盡忠であり、皇運扶翼の産業であります。

## 二、敬神と産業報國

正しい敬神は、即ち尊皇であつて、尊皇と敬神とは一つのものであります。敬神とは、神を崇敬し奉ることであり、尊皇とは、天皇様（皇室）を尊崇し奉ることであつて、眞に敬神の觀念（心・精神）なき者に、尊皇の觀念はなく、眞に尊皇の觀念なき者に、敬神の觀念はありません。正しい意味で神を崇敬し、神社に參拜することを怠らぬ者は、必ずや忠良にして健全なる日本國民で、尊皇（忠君）愛國の心に富んでゐる筈であります。

また、天皇様は、神にして皇にまします。されば、天皇様を神皇様と申し奉る。神たる天皇様を崇敬し奉るは敬神であり、皇たる天皇様を尊崇し奉るは尊皇であります。この意味からも、敬神即尊皇であります。

正しい敬神の心は、まことより生じます。まことの心なきところに、眞の敬神の心はありません。つまり、まことの心が敬神の心であります。敬神の心なき人は、まことの心なき人で、日本臣民たるの道をふみ行ふことが、本當にできない人であるといへます。これを今の言葉でいへば、臣道を實踐し得ざる人であります。

畏くも、明治天皇様には、敬神についての御製を數多く御詠遊ばされてゐますが、その御一首に、

ちはやぶる神の心にかなふらむわが國民のくにとろくすまことは

とあるのを拜します。我等國民（臣民）のまことのみが、神の御心にかなふのであります。即ち、また天皇様の大御心にかなふのであります。神の御心にかなふやうにする心は、まことの心であり、即ち敬神の心であります。

かくて、敬神の心なき者は、即ちまことの心なき者で、何事をさせても、まことの仕事ができません。間に合せ、うはつら、ごまかしの仕事をするだけで、眞に魂のこもつた仕事、盡忠報國といふ崇高なる精神からの仕事はできません。法學博士寛克彦先生曰く、



神の信仰  
即ち敬神。

神の信仰を離れたる愛國や忠誠は、我が日本道德たる愛國忠誠でない、それは賈せものである。(中略)眞の愛國忠誠は神の信仰を根本とせる教と離れぬ徳である。(寛克彦博士著)

〔神社は國體上明らかに國教なり〕

と。この寛博士の言葉に間違ひはありません。まことに神の信仰、つまり敬神を離れて、尊皇も、愛國も、盡忠も、報國も、更に語を換へていへば、大政翼賛も、皇運扶翼もないのであります。

されば健全にして眞正なる敬神の心なき人には、大政翼賛の臣道實踐も眞に行はれず、或は産業報國も眞實に行はれません。

如上の見地よりして、文學博士河野省三先生は、夙に、敬神奉公と唱へ、敬神勤勞と叫んでゐられます。敬神の心即ちまことの心あつて、奉公の實は行はれ、勤勞もまた日本人としての神聖なる勤勞となり得るのであります。河野博士曰く、

私共は、今日この際、國體觀念を強める上からも、日本精神の自覺を正しく導く點からも、將た又、國力を増進し、教育を刷新する爲にも、何といつても、健全なる敬神觀念の教養訓練といふことが、最も重要な事柄であると信するのであります。

敬神勤勞

全國神職會編にして實は河野博士の著たる「神讀本」の中にこの語を用ひてゐられます。

それは長期建設、堅忍持久の根本たる心の國防として、是非とも努力せねばならぬ問題であります。(「神道時局講演集」収録、河野省三博士「敬神奉公總動員」)

と。かくて健全にして眞正なる敬神の觀念が、高揚せらるゝところに、新體制は眞にその運用の妙を得、産業報國といふが如きことは、おのづからに實行せらるゝのであります。敬神と産業報國とは離れざるものであることを、我れ等はいく銘肝すべきであります。

### 三、勤勞は皆奉公報國

日本國民は、みな公人であるとは、法學博士上杉愼吉先生の唱へられし説であります。

公人とは、公職にある人、即ち軍人・官吏・公吏・公務員等をいふのであります。公職とは、官のつとめのことであつて、軍人・官吏・公吏・公務員等は、官のつとめに就ける人で、公人であります。官のつとめに就かざる人を私人といひます。

右は、普通の説であります。しかしながら、上杉博士は、夙に、日本人には一切の



私なし、すべては公であり、従つて、日本國民はすべて公人であると唱へられたのであります。即ち、上杉博士は曰く、

官 府  
役所  
商の賈す  
あきなひ。

予輩は今の日本に於て、如何なる職業に従事し、如何なる地位に居る者と雖も、明確に日本國家を意識し、日本國家を以て活動の第一義と爲し、基礎と爲すの強き信念意思を以て、終始行動するを最も必要なりと爲す者なり。日本人に一切の私なし、凡て公なるのみ。軍人の戦場に馳驅するも公なり、官吏の勤勞を官府に奉ずるも公なり、農の耕し、商の賈すも亦皆公なり。人は我が爲に食はず、國家に奉ぜんとして食ふ、趣味、逸遊、皆國家の公の爲めにするは、日本人たる道德の基礎たらずんば非ず。軍人官吏は公人にして、商工は公に非ずと爲すこと能はず。個人主義・利己主義の人生觀を以てすれば、軍人官吏も俸給の爲めにするの私たらんのみ。予輩は國民を擧げて我は日本の爲に存し、日本の爲に活動することを明に意識せんことを望む。斯くの如くにして萬事解決せん。百弊悉く去らん。(上杉慎吉博士著「暴風來」)

と。これ實に至言であります。上杉博士は、斯の説を二十數年前に發表してゐらるゝのであります。思ふに國民生活の新體制といふも結局はかゝる思想を根柢とすべきも

のであります。

農業も、産業も、商業も、あらゆる正業は、悉くこれ公のものであります。みなこれ皇運扶翼のためであつて、語をかへていへば奉公であり、報國であります。

あらゆる正しい勤勞に従事することが、やがて皇運扶翼であり、奉公であり、報國であり、ゆゑにあらゆる勤勞は、公のものであり、國民みな公人であるといふところに、わが日本の世界無比性があり、特殊性があるのであります。

既に、日本國民は、みな日本臣民であります。臣民とは、畏くも天皇陛下の家來であるといふことであります。臣民であるからには公人であります。私心なく御奉公すべき公人であります。これが本來の日本國民の姿であります。さればこそ上杉博士が、日本國民には一切の私なし、すべては公なりと唱へられたのであつて、これ實に千古の眞理であります。我れ等が、軍人となり、官吏となり、商人となり、工業家となり、農家となり、勞務者となり、或は宗教家となり、教育家となり、或はまた文士となり、美術家となる、その職業、その仕事は千差萬別であります。しかも、その悉くが天皇陛下への御奉公となり、即ち日本への報國となるのであります。この意味



において、日本國民には一切の私なく、すべて公であります。

七六

#### 四、勤勞の本

海行かばみづく屍

山行かば草むす屍

大皇のへにこそ死なめ

かへりみはせじ

大皇  
天皇様の御事。  
大君、大王とも  
書き奉る。

この有名なる歌は、「萬葉集」に載つてゐる大伴家持の歌の中にある一節であります。即ち大伴家持が「陸奥國より金を出せる詔書を賀ぐ歌一首並短歌」と題して作つたものの中に、わが大伴家には先祖から、かういふ宣言を傳へて來てゐると云つて、右の歌を引用したのであります。

ところで、この歌は「續日本紀」にも載せられてゐますが、この方は、最後の句「かへりみはせじ」といふのが「のどにはしなじ」となつてゐます。「願みは爲じ」でも、「長閑には死なじ」でも、醫學博士齋藤茂吉先生の言はれし如く、いづれも強い急

迫した句で、絶品とも云ふべき佳句であつて、これぞ日本臣民の道（略して臣道）を歌へるものであります。

今日の日本臣民こそ、眞に「願みは爲じ」の生活、「長閑には死なじ」の生活をせねばならぬのであります。強い急迫したる生活をする事、これぞ今日の我々の行ふべき道であります。あゝだ、かうだと云つてゐる時でない、理窟を云つてゐる時でない、願みは爲じて、たゞ實行、たゞ前進あるのみであります。長閑に、のんびりとしてゐる時でない、各人の職業仕事に必死の努力を捧ぐべき時であつて、その職業仕事と討死するの覺悟で邁進すべき時であります。

我々の持つ正しい職業仕事は、みな直接にか間接にか、皇國の御役に立ちつゝあるもので、言葉をかへていへば、大政を翼賛し奉ることとなりつゝあるのであります。利益や報酬を本として職業仕事を行ひつゝあるのでなく、本は皇國の御爲めといふことにあるのであります。大國隆正先生曰く、

たゞわが國の大道のみ君を本として臣民我をかへりみず。これにより、わが國のみ皇統連綿として、今なほ太古にかはらず。（大國隆正先生著「やまとごころ」）

七七



と。これ、まことに至言であります。日本臣民は、何を本として生きるか、天皇様を本とし奉りて生きるものであります。従つて、その職業仕事も、理窟なく、天皇様を本とし奉りて行はるゝものであります。

個人主義、自由主義からいふならば、自己が本であり、従つて、その職業仕事も、利益報酬が目的となります。利益報酬が目的ですから、その利益報酬を擁護するため、権利を主張し、かくて、権利と権利との争ひとなり、餓鬼道、修羅道を演出することとなるのであります。

君を本として、顧みはせじといふ日本本来の精神に還ることが、今日の急務であります。

長閑には死なじの精神も、日本本来の精神で、我々はその職業仕事の上において、長閑には死なないといふ覺悟を以て、必死の働きをすることが、今日において實踐されねばならぬのであります。大國隆正先生曰く、

のどにはしなじは、安閑として死に抵らじといへるなり。大君の御爲になることをしひきて死なるといふこころなり。(大國隆正先生著「やまとこころ」)

と。大君の御爲になることをしてゐて死ぬ、それにはいろ／＼の道があります。軍人として戦場に立つ如きは、直接的に、大君の御爲になることであります。しかも勤勞者が、その産業のために必死の働きをするのも、大君の御爲になることであります。我等はこのことをよく自覺して、利益や報酬に迷ふことなく、長閑には死なじといふ大覺悟をもつて、産業奉公、産業報國のために、必死の努力を盡さねばなりません。

## 五、仕事即ち奉仕

すべての仕事は、皇國への奉仕であります、奉公であります、報國であります。

即ち、日本國民の行ふところの仕事のすべて、軍務も、役所の事務も、工業も、農業も、商業も、その他、あらゆる仕事は、みな、皇國に對する奉仕であります、奉公であります、報國であります。

仕事の「仕」の字も、「事」の字も、ともに「つかふ」と讀みます。「君に仕ふ」は「君に事ふ」とも書き、「父に仕ふ」は「父に事ふ」とも書きます。つまり仕も事も



同様の意味の字で、『つかふ』といふ意味の字であります。『つかふ』とは、どういふ意味かといひますと、誠心をもつて、用を行ふことでもあります。ゆゑに仕事とは、つまり、誠心をもつて自分の職分を行ふことであるといふべきであります。

『つかふ』といふ言葉に、『まつる』(奉る)といふ敬語をつけて『つかへまつる』といひます。この『つかへまつる』を漢字に書いて『奉仕』であります。『つかへまつる』(奉仕)といふことが、即ち日本の臣民の道であつて、このことは神典「古事記」に書いてあります。その例をあげますと、天照大御神様が、葦原中國へ使者をお出しにならうとされ、その使者を、天尾羽張神様にお命じになりました。そのとき、

天尾羽張神様は

かしこし仕へ奉らむ。

と奉答されたと書いてあります。また、天孫御降臨のとき、天忍日命様と天津久米命様の二神は勇ましく武装して、

御前に立たして仕へ奉りき。

と書いてあり、また大國主神様が天孫様にこの國土を奉還されたときにも

葦原中國  
今の日本。

神の御尾前となりて仕へ奉らば……

と書いてあり、猿田彦神様が、天孫御降臨をお迎えし奉つたときにも

御前に仕へ奉らむとして……

と書いてあります。

このことについて、亘理章三郎先生は説いて曰く、

此の『仕へ奉る』といふことが上世の臣道であつて、アカキ心即ち純潔な至誠の心を以て仕へ奉るといふことが、臣道の理想とする所であつたと思はれる。(亘理章三郎先生著「建國の精神」と建國史観)

と。要するに、天皇様に奉仕するといふことが、日本の建國・肇國以來の臣民の道であつて、さればこそ、仕事といふ字は、仕事もいづれも『つかふ』といふ意味をもつてゐるのであります。

かくて、仕事とは、奉仕であるといふことが、明確にわかるのであります。日本臣民(日本國民)の行ふ仕事は、すべては、悉くは、天皇様への御奉仕といふことに歸一するものであり、天皇様への御奉仕とは、即ち、御奉公といふことであり、天皇様

アカキ心  
明き心、清明心。  
即ちまごころ。



への御奉公は、即ち國家へ報ゆることと同じでありますから、報國といふことになるのであります。

日本國民の生活と仕事とは、すべて、天皇様への御奉仕、御奉公であり、國家への報恩であるといふことは、肇國の昔よりの、おのづからなる道であつて、産業報國なる言葉は新しいのですが、その實は、神代の昔からのことなのであります。

大政翼賛と産業報國（終）

昭和十六年二月十一日 印刷  
昭和十六年二月十五日 發行

大政翼賛と産業報國  
〔定價六十錢〕



不許複製

著者 小倉 經爾

發行者 東京市神田區龜町一丁目六番地  
中 藤 正 三

印刷者 東京市神田區錦ヶ岡三丁目三番地  
神 尾 福 太 郎

發行所

東京市神田區龜町一丁目六番地  
電話 神田(五)一七八二番  
板橋口座 東京一三六五三五番

錦 正 社



410  
219

小倉 鏗 爾 著

# 國體神祇辭典

菊判一八〇〇頁  
定價金拾八圓  
送料 內地 四十五錢  
外地 七十五錢

- 一、國體と神祇とのことを一書に纏めたのは極めて時宜に適し今までに類例を見ざる書である。
- 二、説明は頗る平易な文章を以つてし、何人にも判りやすく、さりとして通俗に墮さず、學問的にも價値多き書である。
- 三、府縣社以上の神社の御祭神の御系統を明かにしたる點において、昭和の神名帳考證ともいふべく、他に比類を見ざる書である。
- 四、國體と神祇に關するあらゆる事項を、懇切に説明した一大著述で、しかも辭典であるから、極めて便利な書である。
- 五、語彙は極めて新しいものまでも網羅し、その説明には、古今の諸家の説を、非常に廣く引用してあるので、古今の諸説を大觀し得るの便益がある。
- 六、目次以外に詳細なる索引があつて、その示す頁を披けば、立ちどころに索めるところの事項の説明を知ることが出来るやうになつてゐる。
- 七、特に中小學校、青年學校等の教員諸氏の國體に關する講話の資料として、絶好の書である。
- 八、學校の教員等が、學生生徒を引率して、郷土の神社に參拜などしたる時、その神社の御祭神が、如何なる御事歴の神であるかを、學生生徒に説明し得るの資料を提供する良書である。

發行所 東京市神田區錦町一丁目六番地 錦正社 電話 神田區(25) 一七二八番 振替口座 東京 一三六五三番



終



● 定價金六十錢